

議案第50号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成19年4月25日

三朝町長 吉田秀光

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する

平成19年3月31日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第20号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>56万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>56万円</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>53万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>53万円</u>とする。</p> <p>3 略</p>

(国民健康保険税の減額)

第 13 条 次の各号の 1 に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 56 万円を超える場合には、56 万円)並びに同条第 3 項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 9 万円を超える場合には、9 万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 及び 3 略

(国民健康保険税の減額)

第 13 条 次の各号の 1 に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 53 万円を超える場合には、53 万円)並びに同条第 3 項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 9 万円を超える場合には、9 万円)の合算額とする。

(1)～(3) 略

2 及び 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、平成 19 年度以後の年度分国民健康保険税について適用し、平成 18 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。